

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが自己の意思により、又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求職者払い戻す制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 6か月未満で退職した場合 10%に相当する額

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。